

仕様書

岩手県議会議員会館電話交換設備更新業務

1 概要

(1) 概要

本仕様書は岩手県議会議員会館に設置されている電話交換機設備の更新について規定するものである。

(2) 履行場所

岩手県議会議員会館（岩手県盛岡市内丸7番10号）

(3) 工事期限

契約日から令和2年10月30日（金）まで

(4) 基準

①機器仕様

各機器の仕様は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版およびメーカー標準によるほか下記によるものとする。

②施工基準

本設備更新は電気通信事業法並びに有線電気通信法の定める技術基準並びに関係法令を遵守し、入念かつ誠実に施工すること。

2 納入機器

本仕様における機器仕様は参考とし、同等品以上の物を使用すること。納入する機器は下記内容について行うものとする。

(1) 電話交換機

- ① 制御方式 蓄積プログラム制御方式
- ② 通信路方式 時分割PCM方式
- ③ 処理装置 32bit以上のマイクロプロセッサ
- ④ 電源 入力電圧AC100V ± 10V
- ⑤ 収容回線

種別	実装	備考
アナログ局線	2回線	
INSネット64	4回線	
多機能内線	16回線	
一般内線	72回線	
市内音声専用線	2回線	

⑥ 停電補償 本内蔵バッテリー（3時間）

⑦ その他

岩手県議会議員会館との音声専用線接続をしている為、各内線との接続試験を行うこと。また、既存設備は令和元年8月にシステム障害が発生し、現在仮設交換機を設置して運用している為、仮設交換機の撤去にあたっては仮設交換機設置業者が行うこととし、その費用は本業務に含めること。

(2) 端末及び周辺機器

多機能電話機 3台

24ボタン以上、メーカー標準機能、INS64停電時直通機能付

ワンタッチコンソール 6台

48ボタン以上

(3) 既設流用品

MDF

IDF及び構内ケーブル

一般内線電話機 ※既設流用品が利用不可能な場合は、発注者と協議すること。

3 搬入・設置

(1) 搬入・設置

搬入経路、その他現場の状況を考慮し、安全に据付場所へ搬入することとする。また、設置作業前に細部にわたり作業方法等を担当者と協議すること。

電話交換機の交換作業に関しては、業務の遂行に支障をきたさないように万全を期すこと。やむを得ない事態が生じた場合は、その都度担当者と協議し必要な措置を講ずること。

(2) 作業写真

作業写真については、作業前、作業後の写真を撮影のうえ、A4ファイルとして提出すること。

(3) 試験

機器据付工事完了後及び単体試験完了後、総合試験を行い支障のないことを確認すること。

(4) 検査および検収

本仕様書に基づき検査を行い、合格をもって検収を行うこととする。

(5) 申請手続

本工事の施工、完成に必要な通信事業者等への各種申請手続きは、受注者が代行することとする。

4 その他の事項

本仕様書に定めのない事項、またはこの工事の実施に当たり疑義が生じた場合には、発注者及び受注者で協議のうえ、これを定めるものとする。